

師撒禮塔軍を安北都護府に駐む、三軍皆降る、王淮史公を遣し講和を挺す、十九年金の允佳蒙古撒禮塔を射殺す、是れより蒙兵歲に至り州郡を攻陷す、二十三年蒙古兵又來り義州江を渡り安北府に分屯す、又黃州に入り信安一州に至る、東南三道城邑を衝斥し二十四年將軍金寶鼎を遣し表を上りて兵を解かんことを乞ふ、是れより充兵往來絶はず。

巴禿乞察より使を差し奏し來りて曰く長生天の氣力皇帝叔叔の福蔭に頼り十一種の國土百姓を以て都べて捕ふと。

四裔年表甯宗嘉定十四年太祖蒙古より俄羅斯を伐つ宋理宗嘉熙元年元人大舉して俄羅斯を伐つ、甫刺地馬を限れ、俄羅斯王を執り伊高之を殺す、是に至り皆光に降る嘉熙二年元伊高の子耶羅四刺夫第二を立てて王と爲す、案するに太祖兵を用ひてより此に至る凡そ十七年。

因りて大軍將に回らんとし各人分離す、諸王を會して筵席を做す、内に於て我年稍長す、先づ一二盞を喫す不里古余克両個悦ばず、曾つて筵會を成さす、馬に上りて去る、不里曰く巴禿我と同じ如何にしてか先に飲むと。

拔都は求赤太子の子不里は察合台太子、の子故に同じと云ふ。

彼れは是れ有鬚の婦人、我れ脚後に彼れを倒踏す、古余克曰く、彼れは是れ帶弓箭の婦人胸

前柴を以て彼れを打つと。

額勒只吉歹の子合兒合孫曰く彼れの後頭彼れの木尾子と接すと。

額勒只吉歹前文十一卷稱して倚伏す可きの人と爲す然らば則ち太祖の時の功臣也、木尾子は吐蕃の舊語也、舊唐書吐蕃傳に曰く、吐蕃重兵に死す、惡病終る陣に臨んで敗北する者狐尾を其首に懸け其狐の恃に似たるを表す、稠人廣衆必ず以て徇ふ、其俗之を恥づ以て死に次ぐと爲す、木尾子は當に即ち此義なり。

巴禿使臣既に奏す、幹歌歹大に怒り古余克をし拜見せしめず、曰く此の下等のもの誰れの言語を聽き敢て哥哥を以て毀謗す。

拔都は求赤の子たり、拔都を謗るは即ち求赤を謗る也、求赤は太宗の兄たり故に哥哥と云ふ。

汝を拾つる一鳥の卵を棄つる如し、今邊遠の處に往きて探馬赤を做さしむ、堅城を攻取し辛苦を受く又曰く合兒合孫誰を學んで來る、敢て我か親人を以て毀傷す。

拔都是太宗の皇姪故に親人と曰ふ。

罪本と當さに殺すべし、若し殺さんか人必ず我か偏心を言はん、亦古余克と共に行く。

定宗本紀に曰く太宗嘗つて諸王に命ず、按するに赤帶金を伐つや帝皇子を以て從ふ、又

諸王拔都を從へて西征す、帝及憲^一與る焉、太宗紀に曰く十二年皇子貴由西域に克つ未だ
諸部を下さず、使を遣して捷を奏す、冬十二月貴由に詔して師を班す、太宗末年定宗並に
出征せず。

不里は是れ察阿歹兄の子。

按するに宗室世系表太祖皇帝六子、次二察合台太子察合台太子位表凡に二子曰く、也速蒙
哥曰く合刺旭烈此に不里と云ふは當さに即ち也速蒙哥大王なり。

巴禿をして察阿歹兄の處に徃いて言はしむ。

元朝秘史卷十四 終

元朝秘史卷十五

大王忘該官人阿勒赤歹等奏して曰く、成吉思曾つて聖旨有り、野外の事只野外に斷ず、家裏
の事、只家裏に断ず、今古余克の事、野外の事に係る、只巴禿自ら治むる處に委付すべしと
求赤の子拔都豈に能く志を太宗の皇子に逞ふせん乎委ぬるに治す處を以てす次反如き亦
紛を解くの妙術也。

斡歌歹怒り息ひ、古余克を召して拜見す、就ち教訓して曰く、汝ぢ征進す、行く時軍人都べて
威氣挫折す、汝ぢ敢て斡魯思の百姓を想へ。

康里欽察阿速凡に十一部部落皆斡魯思より統ぶ

汝一人の投降を怕るるか爲めに、敢て哥々を來らしむ我か成吉思皇帝曾つて曰く人多けさ
ば則ち人懼る、水深ければ人死すと、今速別額台の前汝ぢと衆人幾個の斡魯思種を得たる汝
ぢ自己の殻廻したる歸字曾つて直ぢに逞ふするを得ず、好男子初め出門す便ち是非を惹く、
忙該等勸諫するに因り且つ罷む、此事是れ野外の事なり、汝ぢ合兒合孫と徃いて只巴禿をし
て斷せしむべしと、不里行て兄察阿歹に知らしむ。

斡歌歹皇帝成吉思の時守衛並に衆散班を以て各聽を掌らしめ舊例に依り再び宣諭するもの

一次斡歌歹皇帝曰く我か成吉思皇帝艱難創立の國家、今百姓をして安寧快活ならしめ、彼をして辛苦せしむる勿れ、遂に合行の事を以て兄察阿歹と商議し百姓の羊群裏毎年只一個二歳の羯羊を出し渴羊となし毎一百羊内只一個の羊を出し本部落の窮乏を接濟せしむ。

太宗本紀に曰く天年秋蒙古民に勅して馬百を有する者牝馬一牛百を有する者特牛羊百を有する者羊一を輸せしめ永制と爲す。

一に諸王駙馬等聚會の時毎に百姓の處科稅便當ならず千戸内毎年驃馬並に牧擠の人を出さしむ、其人馬時を以て交替せしむ。

兵志に曰く元朔方に起り蕃息を牧養す、周廻萬里牧地非ざる無し、馬の群或千百或は三十人牧を合赤合刺赤と曰ふ、千戸百戸有り父子相承けて事に任す、水草を遂ふて行く、朝廷歲に九月十月を以て寺官を遣し烙印を閲視して勘を取る、駕伏して出入し則ち供尙は乗る東賀上都に行幸すれば太僕卿以下皆從ふ、其肥を取り乳を取る可き者以て行く、其羸瘦なる者を汰し群に還す、天子より以て諸王百官に及ぶ各都蘭氈を以て撤帳に置き乳を取る室と爲す、車駕京師に還れば太僕卿期に先んじて使を遣し馬五十鳥木舟を徵して京師に來らしむ、鳥木舟は乳を承くる車也、日に黒馬の乳を釀し以て玉食に奉す、之を細乳と謂ふ鳥木舟は牝馬四十牝馬一毎に官鶴一束菽八升を給す、諸王百官より以下亦馬乳の供あ

り、鳥木舟前の數の如し(而して馬四の一を減す、之を粗乳と謂ふ、又世祖より以下山陵各鳥木舟有り、馬乳を取り以て祀事に供ふ、金陵擠馬と號す、元文類耶律楚材碑に曰く、上漢地に牝馬を拘刷せんと欲す、公言ふ漢地所有繭絲五穀耳、產馬の地に非す、發し今日之を行へば後必ず例を爲さん、是れ徒らに天下を擾さん也と、乃ち其請に從ふ。

一賞賜したる金帛器械倉庫等常に人をして守らしむ。

元文類耶神楚材神道碑曰へ、太祖西征の後倉廩府庫斗粟尺帛無し、而して別迭等言ふ漢人を得ど雖も、亦用ゆる所無し、盡く之を去り草木をして暢茂せしめ以て牧地と爲すに苦かずど、公曰く四海の富何んぞ求めて得ざらん何んぞ無用と名づけんや、因りて奏す地稅商稅酒醋山澤の利周歲銀五十万兩絹八万匹粟四十万石を得べしと、上曰く誠に卿か言の如くんば則ち國用餘有りど、乃ち奏して十路課稅所を立て使副二員を設け皆儒者を以て之を爲す。

一百姓彼の地方を分與し、營盤を做して住せしむ、其分派の人各千戸内より人を選んで做さしむ。

兵志に曰く元初兵を用ひて征討す、海内既に一、是に於て内は各衛外は行省皆屯田を立て以て軍餉に資す、是れよりして天下屯す可からざるの兵無し。

一川勒地面先に水無きに因り。

前文八卷桑昆川勒地面に至る、伴當闊闊出並に其妻と水を尋ねて喫す、其地の水極めて得難きを見るべき也。

止めて野獸有り、人住する無し、今百姓を散開して住せしめんとす、察乃畏吾兒台両個をして往て營盤を倣す地方を踏驗し井を穿たしむ。

上文桑昆川勒地面に至る云云、本紀桑昆走る所を以て西夏と爲す、則ち此川勒と稱するは即ち西夏なる疑ふ可き者なし、歐陽元悳氏家傳に曰く岳璘太祖に從みて征討す、河南等處軍都達魯花赤を援く道河西に出づ、過ぐる所捧莽、或る時水に乏し公爲めに井を鑿して堠を置く居民客をして相慶稱せしむ、即ち太宗即位するや公を選みて大斷事官に充つ、即ち畏吾兒台井を穿つの事也、案するに沙漠の地毎に水無きに苦しむ、西遊記云々邪米思干北臨道一井あり、深さ百尺を踰の回紇叟一牛を驅り、輶轄を攬き以て渴する者に飲ましむ太祖西征し見て之を異み、命じて其賦役に馬すと俄羅行程錄に曰く、喀爾喀塞外雄藩、地大入衆し中國に在りて城を習聞す矣、今其境に入る、童山赤池査するに哈馬克圖一帶寸草生せず、地勺水無し、遁卒踉蹌一敗地に塗る、百聞一見に如かず信なる哉、錢良擇出塞紀略に曰く、歸途他の異聞無し、但し飢餓に苦しむ、沙磧を度る以後馬死して盡きるに垂んど故に具ざに此に錄す。

す、軍士歩兵行糧盡き日に一餐に止む、散麴を煮て漿と爲し人一盃を得て以て其命を延ぶ饑忍可ふからず、渴更らに堪へ難し徒行する者多く渴を以て死す、參佐章京渴死す、木棺を爲る無し、又柴焚く可き無し、乃ち馬糞を以て煨して半枯らしむ、其骨を折り裏んで而して之に歸す、軍士死すれば則ち之に委ぬる而已、全軍人死する者九百餘、畜死する者駝千餘、馬二萬七千餘、銀二百五十餘万を費す、從者足趾走折せざる無し、朔方備乘に曰く其述ぶる所を觀るに朔漠行師の難を見る可し、亦前事を考する者宜しく知るべき所也、故に具ざに此に錄す。

一使臣の往來は百姓の處に沿ふて経過す、事亦遅れ百姓亦受を生ず、今各千戸をして、各人馬を出さしめ立てゝ帖赤を定め、緊急の事務ならずば須らく帖馬に乗坐すべく百姓の處を経過するを許さず。

兵志に曰く元制站赤は驛傳の譯名也、蓋し邊情に通達するを以て號令を宣布す、古人の所謂郵を置いて命を傳ふ未だ此れより重き者有らず焉、凡ろ陸を站するは則ち馬を以てし牛を以てし或は驢を以て、し或は車を以てす、而して水は舟を以てす、遼陽狗站一十五處元站戸三百狗三千隻を設く、蒙韃備錄に曰く凡そ馬を見れば則ち換易す、並に一行人從へば悉く馬を換ふ可し之を乗鋪馬と謂ふ、亦古の乘傳の意なり。

此の幾件の事察乃宰勒合答兒我れに對して説く、我れ想ふに亦行ふべし、察阿歹此語を聽きて曰く都べて是れなり只此れに依りて行ふべしと、再び曰く站赤一節我れ此處より立たんと。

此處とは和林を謂ふ也、乾隆府廳州縣志に曰く外藩喀爾四部七十四旗、元太祖十五年都を此に建つ、和林と名づく、元昌路を立つ前後五朝都焉、太宗紀に曰く七年春和林に萬安宮を築く。

汝ちが立てたる站を迎元。

察阿歹國を波斯に立つ則ち是れ波斯より站を起して和林に至る、而して和林之を迎ふ今の伊犁に在りて相遇ふ也。

巴禿をして其れより立たしむ。

拔都斡思十一部落を征す、則ち其語斡羅思欽察等より起る也。

我が立てたる站に迎へよど。

亦乞の伊犁に在りて相遇ふを約す、伊犁是時阿里麻里と名づくる也。

斡歌歹皇帝是に於て此事を以て又諸王駒馬等に宣布し知らしむ、其諸王駒馬等皆便當なるを曰ふ、然る後人を各處に遣し起つて上項の羊馬を取り并びに倉庫站赤等戸を守らしむ。

太宗本紀に曰く元年始めて倉廩を置き驛傳を立つ、西遊記に曰く、八刺喝孫は漢語の城たり、中に倉廩あり。

擺する所の站赤阿刺淺脫忽察兒兩個に命じて整治せしめ每一站馬夫二十人を設く、内舗、馬并に使臣の廩給羊馬及車輛牛隻を定む。

兵志に曰く太宗元年十一月勅して諸牛舗馬站每一百戸漢車一十具を置く、各站俱に米倉を置く站戸毎年一牌内米一石を納む、百戸一人をして之を掌らしむ、使臣には毎日肉一斤麵一斤酒一瓶を支給す。

如し短少ある者家財一半を官に沒す。

斡歌歹皇帝曰く自ら我か父親太位に生するの後四件の勾當を添ふ、一件金國を平ぐ。

太宗紀に曰く太祖金を伐ち西域を定む帝攻城略地のわ多きに居る。

一件站赤を立つ。

兵志に曰く其官驛令有り提領有り、又脫脫和斯を關會の地に置く以て辨詰を司る、皆之を通政院及中書兵部に總ぶ、而して站戸の闕乏逃亡則ち又時を以て僉補す、是に於て四方往來の使止むるに則ち館舍有り頓するに則ち供帳あり、饑渴則ち飲食有り、梯航畢達海岸會同、元の天下前代に視て盛をなす所以なり。

一件水無き處井を穿たしむ、

奉使俄羅斯行程錄を案するに經る所の喀爾喀國は則ち元代の和林の故地、錄に云ふ、康熙二十七年五月察罕卓魯に次す、泉源汲む可き有り、烏蘭城門に次す、舊井飲む可き有り、克布祿岡上に次す、舊井五を得、水濁りて而して醒し、古爾半國に次す、尋ねて舊井三處を得、軍士汲飲するに足らず、七月葱嶺乾澗に駐す。一舊井有り、水を得る甘冽、克勒孫に次す輶沙を行し七十里舊井二所有り哈刺哈達古井四あり、淡にして而して濁らず、其中蓋し元太宗時穿つ所の井有り矣。

一件各城地内探馬を立てて鎮守す。

兵志に曰く探馬赤軍は則ち諸部族也、其法男子十五以上盡く僉して兵と爲す、十人一牌と爲す牌頭を設け、上馬則ち戰門に備へ下馬則ち屯して牧養を聚む四件に足らず、一件既に大位を嗣ぎ酒に沈済す。

太宗紀に曰く十二年正月商人奧都刺合蠻を以て提領諸路課稅所官に充つ、十三年十一月大に獵し還つて鈍鐵鐸胡蘭山に至る、奧都刺合蠻酒を進む、帝歡飲夜を極めて乃ち罷む、遼明帝行殿に崩す、輟耕錄に曰く太宗素酒を嗜む、晩年尤も甚し、日に大臣と酣飲す、耶律文正數ば之を言ふ、聽かず、一日酒槽金口を持して以て進めて曰く此れ乃ち鐵耳、酒の爲

めに蝕する所、尙ほ此の如きを致す、況んや人の五臟をやど、帝悅び賜ふに金帛を以てす。

一件婦人の言語を聽信す。

太宗記に曰く十三年帝崩す、六皇后乃馬真氏始めて制を稱す、案するに太宗辛丑に崩す而して壬寅癸卯甲辰乙巳皆君を立てず、蓋し帝が遺旨を奉じ皇孫失烈門を以て嗣と爲す也定宗丙午元年を稱す、而して紀に云ふ帝御極と雖も、朝政猶は六皇后に出づ則ち太宗婦言是れ用ゆ亦知る可し矣。

幹赤斤叔々百姓の女子を取る。

后妃表太宗正宮李刺合真皇后脫列哥那六皇后尼瑪察氏昂灰二皇后、乞里吉忽帖尼三皇后禿納吉納六皇后業里訖納妃子未だ孰れが取る所の女子爲るを知らず、又太宗紀を按するに九年六月左翼諸部訖言民女を括す、帝怒り括に因りて以て麾下を賜ふ然らば則ち左翼諸部乃ち太祖與る所の幹赤斤一万の百姓也。

一件忠義あるの朶豁勤忽私恨に因りて陰害さるゝあり

前文四卷忙忽の人多豁勤忽先に哲台と來り降る、後幹歌連合赤溫哲台弓箭を帶ぶ、前文十
一卷散班一千を以て、朶豁勤忽をして之を管せしむ、是れ朶豁勤忽太祖朝に於て宿衛大臣

に列す也、祖以て子弟何人を承付す秘史に考する無し、然るに太祖崩する後子弟皆兵を擁して党を樹つ則一豁勒忽必す此を以て罪を獲るや知る可し。

一件天生の野獸兄弟の國に入るを恐れ牆塞を築き柵を圍みて住す致して怨言有り。兵志に曰く成宗元貞二年樞密院言ふ昔し大朝會の時皇城外皆牆垣無し、故に軍を用ひて環繞し以て圍宿に備ふ、今牆垣已に成る、南北西三畔皆軍を置くべし、秘史に據るに則ち和林牆垣太宗に起る、兵志言ふ所、乃ち追溯の辭なり本紀太宗七年和林に城き万安宮を作らる、八年万安宮落成す、九年掃鄰城を築き、迎堅茶塞殿と作す、十年圖蘇和城を去る三十餘里、此れ秘史の所謂牆塞を築き柵を圍みて住する者、蒙古行國射獵を以て生と爲す驟かに城郭を變す、則ち以て便に非すと爲す、此れ怨言の由來なり矣。

此に大聚會を書す。

輶耕錄に曰く元朝毎に諸王大臣を宴す、之を大聚會と謂ふ、定宗紀に曰く、太宗崩じ皇后朝に臨む、諸王百官を達蘭達葩の地に會す、即ち此事に似たり。

鼠兒の年七月客魯連河闊迭額阿刺勒地面に下地時書き擧る。

案するに太宗十三年辛丑に崩す、十一月其鼠兒年は則ち十二年庚子也、書を作る時太宗未

だ崩せず、客魯連河闊迭額阿刺勒地有り、即ち十四卷闊迭兀阿刺勒の對音、太宗即位の處也、元史を以て之を考するに太宗記に云ふ諸王百官大に怯綠連河曲雕阿闌の地に會す即ち此地也、又云ふ皇帝の位に庫鐵烏阿刺里に即く、即ち此地の對音二也、十三年紀大獵して還つて鉛鐵鐸胡蘭山に至る、亦此地の對音三也、定宗記二年曲律淮黑哈連の地に避暑す、連を誤りて屬と作す、亦此地の對音四也、憲宗紀朝廷久しく未だ君を立てず、諸王咸阿刺脫忽刺兀の地に會す、即ち忽刺兀は阿刺脫の倒裝文法亦此地の對音五也、元年西方東方諸王諸大將復大に闊帖兀河闌の地に會す、亦此地の對音六也、張鵬翮奉使俄羅斯行程錄克勒阿際拉漢を經る凡う數次其地克魯倫河土拉河の間に近し、克勒阿三字と闊迭額と音近し、未だ知らず、其地なるや否ゆ、元代諸王推戴即位の所に聚會す、當さに必ず地勢廣袤水草肥、自ら親歷に非す、以て臆定し難き耳。

右元朝秘史譯文十五卷道光二十一年八月、永樂大典十二先に從ひ元字韻中寫出す、二十七年復仁和韓氏に借り得たる原本を影鈔す、校對訛無し二十八年叢書に刻入す、六月十三日校畢り張穆記を平定す、顧氏日知錄の餘卷四華夷譯語洪武十五年正月丙戌命じて華夷譯語を編類す、上以前元文字號令無く、但し高昌書に借りて蒙古字と爲し以て天下語に通す、是に至り乃ち翰林侍講火原澳に命じ馬哈亦黑等を編修す、華言を以て其語を譯す

凡う天文地理人事物類服食器用具載せざる無し、後元秘史を取りて參致し其字を紐切す以て其聲言を譜す、既に成り認して刻して之行ふ、是れより使臣朔漠に往來する皆能く其情に通達す。

鄭曉今言洪武十五年翰林侍講火原潔等二命じ華夷譯語を編類す、上以前元文字無し、號を發して令を施す、但し高昌書に借り蒙古字を製して天下に行ふ、乃ち原潔に命じ與に馬懿赤黒等を編修す、華言を以て其語を譜するに凡う天文地理人事物類服食器用具載せざる靡し彼令して元秘史を取り参考して以て其字を切し其聲音を譜す、既に成り、認して刊布す、是れより朔漠に往來する皆能く其情を得。

元朝秘史卷十五 終

大正六年二月十八日 印刷
大正六年二月廿一日 発行

會員外

一定價金參圓

編輯兼京城黃金町三丁目三百二十六番地

發行人

青柳綱太郎

禹澤

印刷者

沈

禹

澤

印刷所

誠文

社

不許複製

發行所 京城黃金町三丁目 朝鮮研究會

詩傳定義合編



詩傳定義合編

卷之三

詩傳定義合編

卷之三

詩傳定義合編

卷之三

詩傳定義合編

大亨十三年十一月十九日

小牧安繁

卷之三